

第2号様式(第3関係)

平成21年度第1回豊山町文化財保護審議会会議録

- 1 開催日時 平成21年8月19日(水)午後1時30分から
- 2 開催場所 社会教育センター2階 研修室2
- 3 出席者 豊山町文化財保護審議会委員
(役職及び氏名) 会長:小塚俊信
委員:岡田洋司、坪井勝人、山縣正英、岡本郁子、小出 明
事務局:松田康朗教育長、早川晴男教育部長、柴田昌治生涯学習課長、佐藤正司生涯学習係長、秋田和清社会教育センター係長
- 4 議題 (1)豊山町の文化財保護行政について
(2)豊山町指定文化財の指定(追加)について
(3)郷土資料室の展示方法について
- 5 会議資料 ・豊山町の文化財保護行政について ~資料NO.1~
・豊山町文化財指定調書 ~資料NO.2~
・社会教育センター郷土資料室の経過 ~資料NO.3~
- 6 議事内容
(司会) 本日は、お忙しい中、定刻までにご参集いただきありがとうございます。ただ今から、第1回豊山町文化財保護審議会を開催します。
それでは、最初に松田教育長よりあいさつを申し上げます。
(教育長) 平成18年10月から教育長を拝命させていただいております松田と申します。文化財行政については、知識が浅く、わかっていない部分が多いかもしれません。皆さまからいろいろと教えていただきたいと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。また、皆さまには審議会委員をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきましてありがとうございました。文化財保護審議会の役割は、文化財の指定および解除など重要な役割を担っていただき、本日は、町指定文化財の追加指定など3つの議題をご審議いただきます。現役で活躍しておみえの皆さまばかりです。貴重なご意見がいただけると期待しております。
今、町では新しい総合計画の策定が行われており、先日も住民懇談会が行われ、町民の皆さまから様々なご意見をお聞きしております。生涯

学習行政も同様に、皆様のご意見を反映させながら10年先を見据えた事業を実践していかななくてはなりません。しかし、最終的に判断をするのは行政であるので、情報収集、現状分析をしっかりと行い、的確な方向性を示していかななくてはならないと考えます。

本日は、皆さんの真摯な審議を期待しております。

(司 会) ありがとうございます。では、ここで委員の委嘱を行います。委嘱状はあらかじめお手元にお配りしてありますのでご確認をお願いします。

また、今回は新しく就任された委員の皆様が多いため、本審議会の設置目的や職務につきましてあらためて説明させていただきます。

文化財保護審議会は、豊山町文化財保護条例によって設置された機関であり、「教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議することがその職務であります。

主に町指定文化財の指定・解除に関する諮問や保護・保存に関することなどをご審議いただきます。委員定数は7人以内、任期は2年間、平成23年の3月31日までとなっていますのでよろしくお願いします。

(司 会) 続きまして、豊山町文化財保護条例第38条により、会長の選出を行いたいと思います。委員の互選により定めるとありますが、どなたか推薦いただける方はございますか。

(委 員) 委員の名前がよくわかりませんのでご紹介ください。

(司 会) 申し訳ございません。それでは順番にご紹介いたします。

委員の紹介

(委 員) 会長には、小塚俊信委員が適任だと思いますので推薦します。

(司 会) ただ今、委員から会長には小塚委員が適任というご発言がありました。いかがでしょうか。よろしければ、拍手でご承認ください。

(全員の拍手)

(司 会) ありがとうございます。会長には小塚委員ということでご承認いただきました。次に、会長の職務代理を会長からご指名いただくことになっています。会長ご指名をよろしくお願いします。

(会 長) 山縣委員にお願いしたいと思います。

(司 会) ありがとうございます。職務代理を山縣委員ということで、ご指名いただきました。よろしくお願いします。

それでは会長から挨拶いただきます。

(会 長) 私は、文化財の分野は全くの素人で、勉強させていただくつもりで参加しましたので、突然のご指名にたいへん戸惑っております。しかし、委員の中で、私が一番年上ということなのではないでしょうかご指名をいただきましたので、皆さんにいろいろと教えていただきながら、会長を努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

(司 会) ありがとうございます。議事に入る前に本日の資料確認をさせていただきます。

配布資料の確認

(司 会) それでは議事に移らせていただきますが、その前に審議会等の議事録についてお話をさせていただきます。「議事録作成に関する指針」により、住民の皆さんに委員として参加いただく審議会や委員会等の議事録が町のホームページに掲載されることになりました。本会もその対象となり、要旨を抜粋しての掲載となります。他の審議会等も同様に掲載され、どのような論議がされたかをお知らせしています。

議事内容をホームページに掲載させていただくことに承認いただけますでしょうか。

～「異議なし」の声あり～

ありがとうございました。それでは、これより議題の審議に入ります。ここからの取り回しは同条例第38条第2項に基づき、会長にお願いいたします。

(会 長) それでは、議事を進めさせていただきます。最初に、議題(1)「豊山町の文化財保護行政について」、事務局より説明していただきます。

(事務局) (1)「豊山町の文化財保護行政について」

～資料NO.1に基づき説明～

(会 長) 事務局の説明が終わりました。今の説明について何かご質問、ご意見はありますか。

(委 員) 豊山町の文化財に関する予算はいくら位でしょうか。

(事務局) 平成21年度は、文化財保存管理に関する奨励交付金22万円、文化財研究会への補助金60万円、文化財マップの印刷代20万円など合計で106万7千円ほどです。

(委 員) P2の文化財保存事業費補助金の支払実績があれば教えてください。

(事務局) 平成20年度に木遣保存会と神楽保存会から、演奏時に着る「半天」を購入したいとの申し出があり25万8千円支出しました。また、平成18年には、神楽保存会から「還暦太鼓の名入りカバー」の作成費用の申請があり13万5千円を補助しました。

(委 員) この審議会の役割は、先ほどお聞きしましたが、委員の側から議題を提案して審議することは可能ですか。

(事務局) もちろん可能です。私たちの把握していない文化財が町内に眠っているかもしれませんので、そういった情報など、文化財に係わる議案がありましたら申し出てください。ただし、文化財指定に関しましては、所有者もしくは保有団体代表者からの申請が必要となりますので、事前に事務局へお尋ねください。

(委 員) 文化財行政と町文化財研究会との係わりが深いとお聞きしました。審議会と研究会が情報交換をするとよいと思います。

(事務局) この審議会の中に、文化財研究会の代表として委員が参加いただいておりますので、研究会の活動や情報等については、審議会の中で反映できると考えています。今回、参考としてお配りしました「豊山今昔物語」は研究会が作成したものです。もしお時間があれば、一読ください。ほかにも文化財子ども広場や学習会などの事業がありますので、個別に参加いただき交流を深めていただければと思います。

(会長) ほかに質問やご意見はありませんか。何もなければ議案(1)「豊山町の文化財保護行政について」をご承認いただける方は拍手をお願いします。

(全員の拍手)

(会長) 議案(1)「豊山町の文化財保護行政について」は全員の拍手で承認されました。

続きまして、議案(2)「豊山町指定文化財の指定(追加)について」事務局より説明をお願いします。

～豊山町指定文化財の指定(追加)について～

資料NO.2「豊山町文化財指定調書」により説明。

(会長) 事務局の説明が終わりました。今の説明について何かご質問、ご意見はありますか。

(委員) 無形文化財の指定に関して映像資料を添付して申請するという決まりにはなっていないのですか。

(事務局) 条例上は、写真の添付は求められていますが、映像資料の添付は義務付けされていません。

(委員) 私は、宮司として神社に携わっていて、17年に指定された神楽も今回申請のあった伊勢山神楽もよく知っています。仕事で他の市町に伺い北名古屋市の高田寺、春日井市の白山神社、喜惣治の神明社などで神楽を見る機会もあります。そのどの神楽と比較しても豊山町の二つの神楽は引けをとらず、演奏技術も優れていると思います。また、伊勢山神楽は子どもたちの指導にも力を入れていて、文化の継承という意味からも、後継者の育成という意味からもたいへん貴重であり、文化財指定に値すると思います。

(委員) 私も何回か見たことがあります。素晴らしいものであると思いますので、文化財指定に値すると思います。

(委員) 文化財指定して子どもたちに受け継がれることに意味があると思います。

(事務局) 貴重なご意見をいただきありがとうございます。伊勢山神楽の町文化財指定につきましては、平成17年に指定した「神楽」と同様に、翌年度4月1日指定、すなわち平成22年4月1日付けの指定とさせていただきたいと思いますので、併せてご審議をいただきたいと思います。

- (委員) 今年度中の指定はできないのでしょうか。
- (事務局) 「神楽」と同様の取り扱いとさせていただきたいと思います。
- (委員) せっかく文化財指定をするのであれば、映像資料として紹介できるものがあるとよいと思います。映像で見られるものは何かありますか。
- (事務局) 以前に「木遣」を記録してものはあると記憶していますが、少なくとも撮影から10年以上は経過していると思います。最近のものとしては、舞台の上での映像であります文化協会の芸能発表会に出演したときのものがあります。そのほかには、ケーブルテレビの取材した記録映像もあると思いますが詳細は把握しておりません。
- (委員) 無形文化財は、伝承過程の中で消えてしまうものがたくさんあります。少なくとも5年に1回くらいは映像に記録されることをお勧めします。また、衣装についても簡易的なものではなく、伝統的なものを着用されると伝承する側の意識も高揚し、効果が出ると思います。
- (会長) ほかに何かありませんか。

(声なし)

議題(2)「豊山町指定文化財の追加指定について」につきましては、豊山町文化財保護条例第39条第3項により、出席委員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによるとあります。本案件に関する可否を挙手により問うことにいたします。

それでは本案件に関して、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、本申請に関し、「伊勢山神楽」の町文化指定は適切と決します。また、指定年月日については、平成22年4月1日とします。

- (会長) 続きまして議題(3)「郷土資料室の展示方法について」事務局より説明をお願いします。

(3)「郷土資料室の展示方法について」

～資料NO.3に基づき説明～

* 説明の後、郷土資料室、収蔵庫等の見学

- (会長) 議題(3)「郷土資料室の展示方法」について、何かご質問やご意見はありますか。
- (委員) 身も蓋もないことを申しますが、展示と保管は一体と考えてください。きっちり保管して、展示することが原則です。今、郷土資料室を拝見させていただいて、収蔵庫が小さいこと、収蔵品の整理がされていないことなど多くの問題があると思いました。展示方法のことを議論する以前に、まず専任の学芸員を雇うことが第一と申し上げます。
- 展示の方法は、歴史分類による展示、民族的展示といろいろありますが、何をどう展示したいのかを絞り込む必要があると思います。例えば、戦

後から昭和30年代までとか、その時代の農村風景とか時代や客体を絞り込むかによって展示方法は変わってきます。全ての時代を網羅することは難しいし、視点が呆けてしまいます。

あと、昭和30年代のテレビやブリキのおもちゃなど、比較的新しいものを入れても効果があると思いますし、少しお金がかかりますが「動き」のあるものや「体験」できる展示物があると見る側は退屈しないと思います。例えば、「蚕」の糸を紡ぐ様子を動く展示で紹介する方法などがあると思います。

また、現在の展示について言うと、展示物の解説をもう少し丁寧に付けるとよいと思いました。昔のアイロンの使い方などは、解説がないと今の子どもたちにはわかりづらいと思いました。

(委員) 今の状況でいきなり展示を変えるといてもたいへんだと思います。通常業務とは別枠でチームを作る方法もあるので、広報等の戦略を考えて、興味がある一般の方にも協力を呼びかけてはいかがでしょうか。

(委員) 郷土資料をせっかく提供してもらっても、信頼して管理できる体制がなければ報われません。衣料品などは、ムシが食ってしまいます。もう少し管理体制をしっかりといただきたいと思います。

(委員) 学校の子どもたちが見学に来たときに説明できる体制はありますか。ガイドボランティアの制度はありますか。

(事務局) 貴重なご意見をいただきありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

子どもたちへの説明については、事前に依頼があれば、生涯学習課で対応しています。また、ガイドボランティア制度はありませんが、現在、一般住民で協力いただける方がありまして、郷土資料室の整理や展示のほか、子どもたちへの解説も協力していただけると聞いていますのでたいへん喜んでいきます。

(会長) 郷土資料室の展示につきましては、ただいまのご意見を参考にして、具体的な方向性が決まりましたらご提案ください。それでは、次に議題(4)「その他」について、事務局より何かありますか？

(事務局) 事務局からは、特にございません。

(会長) 議題につきましては、これをもちまして終了いたしますが、せっかくの機会ですので、委員の皆さんから何かございますか。

(委員) 文化財全体のことで、文化庁の近代化遺産のことがよく取りだたされています。古い橋や建物、蒸気機関車、飛行機などのほか、戦時中にあったコンクリート製の梵鐘も対象になります。町内にそういったものはありますか。

(事務局) 近代化遺産については、理解しておりますが、現時点では対象となるものは把握しておりません。建造物だけでなく該当しそうなものがありましたら検討していきたいと思っております。

- (委員) 昭和48年に発行された町史ですが、復刻版は出ましたが、記述に怪しい箇所があると思います。作り直す予定はありませんか。
- (委員) 最近では、新川町史が作られましたが10年以上の歳月をかけています。豊田市史に至っては17年間、170人以上の大学教授などの専門家が手がけて作られています。町史を作ることは長い歳月と労力を要する大変な作業であると思いますが、参考となる文献や資料は日に日に消滅していってしまいます。もし、作られるのであれば、少しでも早く取りかかれることをお勧めします。
- (事務局) 本日は、行政では考えもつかない貴重な意見をいただきました。特に文化財の保存について、資料を提供される住民の立場からのご意見は、目から鱗が落ちる思いがいたしました。すぐに実行できるものとそうでないものがありますが、今後の参考にさせていただきたいと思えます。
- (会長) ありがとうございました。皆様の活発なご審議によりまして、意義深い審議会となりました。皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。
- (司会) 会長さま、取り回しありがとうございました。
本日は長時間にわたり、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第1回豊山町文化財保護審議会を閉じさせていただきます。気をつけてお帰りください。

上記のとおり平成21年度第1回豊山町文化財保護審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成21年9月2日

会長 小塚俊信
署名人 岡本郁子